

令和3年4月

定例農業委員会総会 議事録

令和3年4月12日（月）

宗像市農業委員会

令和３年４月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和３年４月１２日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和３年４月１２日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和３年４月１２日 午後４時４５分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席２４人 欠席０人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	○
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	○
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	○
４	薄 幸一	○	１６	時安 剛	○
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	○
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	○
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	○
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	○
９	山下 堅	○	２１	福嶋 仁士	○
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	○
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	○
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	２番	富田 裕		３番	栗野 通孝

令和3年4月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

受付NO3 承認

受付NO4 承認

受付NO5 承認

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

第3号議案 あっせんの申出について

受付NO1 承認

第4号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

承認

報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出について

第2号 農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について

○議長

令和３年４月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は２４名です。

よって、令和３年４月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。５件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。次に、担当地区委員からの説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第１号議案、受付番号１の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんで、譲渡人は●●●●さんになります。今回、農地法第３条による使用貸借による権利権設定の更新手続きになります。申請地が市街化区域内の農地になるため、農地法第３条の許可申請が必要になります。申請地では、水稻が行われます。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第３条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付ＮＯ１の譲受人・譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ１について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付ＮＯ２について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説

明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員からの説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第1号議案、受付番号2の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんで、譲渡人は、●●●●さんと●●●●さんになります。農地法第3条による使用貸借による権利権設定の更新手続きになります。申請地が市街化区域内の農地になるため、農地法第3条の許可申請が必要になります。申請地では、水稻が行われます。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人・譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって 受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員からの説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第1号議案、受付番号3の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんになります。譲渡人は●●●●さんで、●●さんとは親子関係になります。父親所有の農地を贈与するということで、今回の農地法第3条の許可申請に至っています。贈与後の農地については、引き続き、稲作が行われます。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡

単ですが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO3の譲受人・譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって 受付NO3については、許可することに決定いたします

○議長

つづきまして、受付NO4について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員からの説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第1号議案、受付番号4の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は株式会社●●●●●●●●代表取締役●●●●●●さんになります。譲渡人は●●●●●●さん、●●●●●●さん、●●●●●●さんの3人になります。3人の所有者との間で売買の話がまとまりましたので、農地法第3条の許可申請に至っています。取得後の農地については、当面、田では稲作、畑はみかんや柿などの果樹の栽培が計画されています。この株式会社●●●●●●●●は、本年3月に新たに設立された農地所有適格法人になります。

地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると考えています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO4の譲受人と譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって 受付NO4については、許可することに決定いたします。

○会長

つづきまして、受付NO5について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説

明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO5について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO5の説明がありました。次に、担当地区委員からの説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第1号議案、受付番号5の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は福津市在住の●●●●さんで、譲渡人は●●●●さんになります。●●さんは、●●さんの孫にあたります。●●さんは農作業の繁忙期には手伝うなど、10年以上の経験があります。今回、祖父から贈与を受けるということで、農地法第3条の許可申請に至っています。取得後の農地では、米、大豆、麦の栽培を予定しています。

地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると考えています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO5の譲受人と譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO5について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって 受付NO5については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題いたします。第2号議案には1件の案件が申請されています。それでは事務局から議案の説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1について説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第2号議案、受付番号1について、申請人の説明を行います。転用目的は、農業用倉庫の建設になります。申請人は、●●●●さんです。所有の農業用倉庫がなく、現在は、構成員がそれぞれ保管している状態で、農業経営に支障をきたしているということです。このような状況を改善するため、農機具や収穫後の作物等を保管する農

業用倉庫の建設を計画しています。ホッパーや乾燥機などを設置し、ライスセンター機能を備えることになります。平成29年には水稻育苗施設として利用するため、当該申請地の一部について農地転用を行っています。今回、残った農地において農業用倉庫の建設となっています。地元の水利組合長からの承諾も得られており、今回の農地法第4条許可申請は、許可要件を満たしていると考えていますので、特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査B班班長から現地調査の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査B班班長です。第2号議案の受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、農業用倉庫の建設になります。申請農地については、現況の平坦な地形を利用しますので、大きく地形が変わることはありません。雨水については、敷地南側に新たにU型側溝を設置し、こちらを経由し河川へ排水されます。汚水や生活雑排水の発生はありません。周辺の農地に対しては、日照や通風、騒音などは、特に影響ないと考えています。地元の水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。

以上、現地調査報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、第2号議案の受付NO1について事務局から議案説明と、地区担当委員、現地調査B班班長から説明がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございますか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。

第3号議案には1件の案件が申請されています。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第3号議案、受付NO1のあっせん委員の選出は、議長の指名といたします。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO1のあっせん委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第4号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま、第4号議案「令和3年度農用地利用集積計画について」事務局から説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案令和3年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、第4号議案「令和3年度農用地利用集積計画について」承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項第2号「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画について」が提出されています。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

（報告事項第1号について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては報告ですが、何か質問等はありませんか。

（なしの声）

○議長

つづきまして、報告事項第2号「農業委員会の活動点検・評価及び活動計画について」、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては報告ですが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。よって、令和3年4月定例農業委員会総会は閉会いたします。